

令和2年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（1日目）

子供の貧困・シングルペアレンツ問題（I）

令和2年11月12日（木）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：星屋行政改革推進本部事務局次長

河野行政改革担当大臣

藤井行政改革担当副大臣

岡下内閣府大臣政務官

参考人：今井悠介参考人、小林庸平参考人、定野司参考人、藤迫稔参考人、

宮田裕章参考人

評価者：亀井善太郎評価者（取りまとめ）、伊藤伸評価者、大屋雄裕評価者、

塚原月子評価者

府省等：内閣府、文部科学省、厚生労働省、財務省

○星屋次長 それでは、時間となりましたので、ただいまから、令和2年秋の年次公開検証「秋のレビュー」を開催いたします。

司会役を務めます内閣官房行政改革推進本部事務局次長の星屋と申します。

今年の「秋のレビュー」は、本日11月12日から15日にかけて計4日間、東京の霞が関で実施をいたします。

まず、冒頭、河野行政改革担当大臣から一言御挨拶を頂戴いたします。

○河野行政改革担当大臣 こんばんは。今回は、公開プロセスを夜、週末にやることになりました。国会の開会中ということもありまして、こういう日程になったことを、まずおわび申し上げたいと思います。どうぞよろしく願います。

今回の公開プロセスに関しては、これまでとは少し違ったやり方でやらせていただきたいと思います。個別の事業の無駄を削っていくということにとどまらず、政策の在り方を含めた御議論をお願いしたいと思います。もちろん、無駄なものを削るというものもございますけれども、それにとどまらず、例えば縦割りで政策・事業の効果がなかなか発揮できていないもの、あるいは、それぞれの事業の背景をもっともっと国民の皆様を知っていただきたいというものも、この公開プロセスの場を通じてしっかり情報を出していきたいと思っております。そして何よりも、国民目線で価値を創造していくという観点から議論もやっていきたいと考えているところでございます。どうぞ、無駄を削るのだというこれまでの固定観念にとらわれることなく、幅広い視点から御議論をいただけたらと思います。

テーマの選定につきましても、そういうことを考えて、重要な政策課題について、省庁をまたがって、省庁の枠を超えてやらなければいけないようなもの、それから、今後の政策の方向性について国民の皆様と少し情報を共有しながら議論をしていきたいものを取り上げさせていただきました。

今晚、それから明日の晩、子供の貧困、それから、子供の貧困の大きな原因になってい

るシングルペアレンツへのサポート、あるいはサポートの欠如と言ってもいいのかもしれませんが。現在の大きな社会的な課題になっている重要な政策課題について、今日、明日、御議論をいただきます。また、土曜日、日曜日には、更にデジタルトランスフォーメーションを進めていくための一つとして、教育現場のオンライン化の推進、それから、成長戦略としての中小企業対策にどう取り組んでいくのか、あるいは農業の在り方、次期戦闘機といった安全保障の自衛隊の装備品の調達、そういう様々なテーマを議論していただきたいと思っております。

評価者の皆さんには、4日間、ちょっと長丁場ではございますが、ぜひ活発に御議論をいただきたいと思っております。今回は、コロナの関係で傍聴はオンラインでお願いをすることになりました。広く、時空を超えてはちょっとオーバーですけれども、空間を超えて多くの国民の皆様にご覧いただき、理解を深めていただけたらと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○星屋次長 ありがとうございます。

また本日は、藤井副大臣、岡下政務官にも御出席をいただいておりますが、お時間の都合上、御紹介のみとさせていただきます。

それでは、初日ですので、議論の流れなどを簡単に御説明いたします。

各テーマの議論の進め方でございますが、まず、行革事務局から、その事業を取り上げた背景、事業内容、また、御議論いただきたい主な論点を簡単に御説明いたします。次に、事業を担当する各省庁から御説明をいただきます。その後、テーマによっては、参考人として御出席いただいております先生方からの御意見も伺いながら、評価者である有識者の先生方と各省庁との間で御議論いただきます。なお、各省庁のほかには財務省主計局が参加をいたしております。議論の後、時間がまいりましたら、最後に評価者の先生に議論の取りまとめをお願いして、そのセッションは終了という流れとなります。

次に、議論に使う資料でございますが、行革事務局の説明資料、各省庁からの補足資料などを本日の議論の資料として使います。これらの資料は、今、インターネットを御覧の方には御覧の画面から、また、行革事務局のホームページ内の秋のレビュー特設サイトから御覧いただけるようになってございます。

なお、議論の途中でインターネット生中継やツイッターから視聴者からの御意見、御質問を受け付けてございます。時間の都合上、限りがございますが、議論の中で御紹介し、そちらも参考に御議論いただければと考えております。

それでは、本日のテーマ「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」の第1回目の議論を始めたいと思います。

まず、議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただきます評価者を御紹介させていただきます。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸先生。

慶應義塾大学法学部教授、大屋雄裕先生。

PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授、亀井善太郎先生。

株式会社カレイディスト代表取締役社長、塚原月子先生。

なお、本テーマの取りまとめは亀井先生にお願いしております。

また、本テーマには参考人の方にも御参加いただくこととしておりますので、御紹介をさせていただきます。

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事、今井悠介様。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経済政策部主任研究員、小林庸平様。

足立区教育委員会教育長、定野司様。

箕面市教育委員会教育長、藤迫稔様。藤迫様はオンラインからの参加でございます。

慶應義塾大学医学部教授、宮田裕章様。

なお、出席省庁は、内閣府、厚生労働省、文部科学省、財務省でございます。

まず初めに、各省から説明をお願いいたします。それぞれ説明時間は5分厳守でお願いいたします。

まず、内閣府よりお願いいたします。

○内閣府 内閣府でございます。お手元の資料に沿いまして、子供の貧困対策の全体の枠組みと内閣府における子供貧困対策の取組について御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。子供の貧困対策の推進の枠組みでございますけれども、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、そして、その法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」に基づきまして、青色の部分に「重点施策」とございますが、大きく4本の柱、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、そして経済的支援、こちらを柱といたしまして、内閣府、あと本日御出席いただいている文科省、厚労省さんと一緒に、中心となって対策を進めております。

そして、内閣府の役割でございますけれども、こうした法律や大綱を踏まえまして、対策の推進状況の把握・見直しを通じました子供の貧困対策の総合的・計画的な推進でございますとか、調査研究、連携推進、理解促進に取り組んでございます。

2ページ目を御覧ください。子供の貧困対策についてのこれまでの実施の状況をまとめた資料でございます。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は平成26年1月17日に施行されておりますが、施行後5年の見直しの規定を踏まえまして昨年6月に改正されております。併せて、その間に大綱のほうも2回お作りしています。

この間でございますが、例えば幼児教育、保育の無償化でございますとか、真に必要な子供たちの高等教育の無償化、あるいは児童扶養手当制度の拡充など、ひとり親家庭への支援や生活困窮者の方の自立支援など様々な対策を進めてきたところでございます。

資料の3ページを御覧ください。こちらは、子供の貧困対策の実施状況や効果を検証・評価するために39の指標を大綱に定めておりますが、そちらの現状の数字をまとめたものでございます。

例えば資料の3ページの左上の方、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率は増加しておりますし、ページを進んでいただいて4ページの右下、子供の貧困率につきましても減少しているところがございますが、多くの指標で改善が見られておりますが、一方で、ひとり親世帯の貧困率が高い水準になるなど、依然として子供の貧困は厳しい状況にあると考えてございます。

5ページ目を御覧ください。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要でございます。昨年6月に法改正をしておりますが、改正部分を赤字で書かせていただいております。

ポイントを絞って御説明いたします。

基本理念のところですが、子供等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に支援を講ずるということ。あるいは、家庭の自己責任という考え方が根強く存在する中で、背景に様々な社会的要因があることを踏まえてしなくてはいけないといったこと。また、下の方のピンク色の枠組みのところがございますが、個別の子供に関していろいろな情報をお持ちの地方公共団体の役割がやはり大変重要であるという中、地域における取組を充実させるためにも、今回、市町村計画の策定の努力義務化が盛り込まれたといった改正がなされております。

続きまして、6ページを御覧ください。6ページは、法律に基づく「子供貧困対策に関する大綱」のポイント、昨年11月に策定したものでございます。法改正の内容でございますとか、有識者会議の提言なども踏まえまして、「基本的方針」というところがございますが、こちらに3本柱がございます。①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立まで切れ目のない支援をしていかななくてはいけないということ、②支援が届かない、または届きにくい子供・家庭へちゃんと配慮して進めなくてはいけないということ、③計画策定や市町村等が保有する情報の活用促進など、地方公共団体による取組を充実していくべきだろうといった方針がございます。

また、一部、赤字の方にも書かせていただいておりますが、今回のシングルペアレンツの問題に関しましても、ひとり親の支援について大綱に盛り込ませていただいております。

7ページ目を御覧ください。法改正や大綱で地方公共団体による取組を充実していきたいという方向性が出ているわけがございますが、内閣府におきましては、地域子供の未来応援交付金といったもので地方自治体の財政支援を行っております。

支援の内容は、地域における子供の貧困状況の実態調査や計画策定、あるいは自治体内部・外部との連携体制の整備といったものの支援を、私ども、昨年度は全国7ブロック、今年度は4カ所ほどございますが、市町村さんとか自治体の方向けの研修会も併せてやりな

がら、こういった財政支援を行っているという状況でございます。

あと、資料にお書きできなかつたのですけれども、現在の自治体様の子供の貧困対策の計画の策定状況でございますが、昨年の法改正前までに都道府県と政令指定都市さんのほうでは全てお作りいただいております。そのほか、市町村さんにおきましては、昨年6月時点で145市町村が計画をお作りいただきましたが、今年の6月時点では666市町村まで増えているという状況でございます。

資料の8ページを御覧ください。こういった計画を策定するに当たりまして、やはり地域の貧困状況を把握することが重要でございます。そういった中、地域における子供の貧困状況の実態調査に関しまして、先ほど御説明した交付金による支援のほか、今年の3月でございますが、有識者の御意見も踏まえまして、地方公共団体様の御参考として、子供・親向けの実態調査アンケートの共通調査項目を設け、作成してお示したほか、今回初めてこの調査項目を用いた全国全体の実態調査を試行実施する予定としております。

9ページ目を御覧ください。これまで御説明したこと以外に、内閣府では、子供の未来応援国民運動といたしまして、子供の未来応援基金による子供たちに寄り添った活動を実施する民間団体の支援、NPOやその活動を支援する企業とのマッチング、広報・啓発活動なども行っております。

最後の10ページは、こちらの子供の未来応援基金による支援の概要の資料を付けさせていただきます。

説明は以上でございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

次に、厚生労働省よりお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省の家庭福祉課でございます。よろしくお願ひいたします。

資料「ひとり親家庭の現状と支援施策について」を御覧ください。

1ページおめぐりいただきまして、2ページを御覧いただければと思います。厚生労働省としましては、ひとり親家庭への支援、母子家庭・父子家庭への支援ということで取り組んでいるところでございます。

2ページのところに収入の状況等々データをお示ししておりますが、父子家庭、母子家庭で大きく差がございます。数的には母子家庭の方が世帯数が多いでございます。下の方を御覧いただければと思いますが、就業状況は81%とあるのですが、収入の方は特に低い状況にございまして、243万円。その原因というのは、就業状況の一番下のところを御覧いただければと思うのですが、パート・アルバイト、つまり非正規が多い。約43%が非正規。これは父子家庭の6.4%に比べて顕著に高いということが大きなポイントでございます。

このあたりを踏まえまして、次の3ページを御覧いただければと思いますが、母子家庭の状況、特に稼働所得が少ないということが特徴でございます。3ページの児童のいる

世帯全体でいきますと、これは国民生活基礎調査なので先ほどとデータが違うわけですが、平均の所得は745万円。児童のいる世帯全体では745万円が平均総所得ですが、母子世帯におきましては306万円。つまり、一般世帯、子供のいる世帯の41%にすぎないというところが大きなポイントでございます。

なお、母子世帯の右のところを御覧いただければと思うのですが、年金以外の社会保障給付金、児童扶養手当等が37.3万円と非常に重要な役割を果たしているというところが見てとれるわけでございます。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。こうしたひとり親家庭の自立支援策です。これは大きく4本柱で取り組んでいるところでございます。真ん中の就業支援のところを柱としながら、就業するためには、母子家庭・父子家庭の方、ひとり親家庭の方はいろいろな生活ニーズを持っておられるわけでございます。そのため、例えば保育所です。お子さんを預かっていただく保育所であるとか、子供さんの学習支援、それから、住まいの場ということで、必要があれば母子生活支援施設、あるいは公営住宅、こうした全般的な生活支援が重要になる。さらに、右の方を御覧いただければと思いますが、養育費確保支援。別れた場合については、民法上、養育費を取れることになっているわけですが、実態としてはなかなか取れていない実情がございます。そのため、法律的なサポートをしながら、養育費、あるいはその他面会交流等も含めまして支援をしていく必要がある。さらには、経済的支援ということで、先ほど児童扶養手当等の御説明を申し上げましたが、社会保障給付等で支援をする、そういう立て付けになってございます。

こうした中、課題のところを御覧いただければと思います。一番下のところでございますが、支援は、先ほど申し上げたとおり、ニーズも非常に多分野にわたっております。しかも、例えば就労する場合に住宅をどうするかとか、支援が相互に連携しているという課題がございます。個々のひとり親家庭の方々に寄り添った形で、ニーズに沿って複雑に組み合わせる必要があるということでございます。そのため、多様なニーズをワンストップでキャッチして必要な支援につなぐ、こうしたワンストップの相談支援体制が一つ鍵になるということでございます。

5ページに進んでいただければと思います。こうしたワンストップの支援の取組ということで、ワンストップで寄り添い型の支援ということで、全国の福祉事務所設置自治体、県と市、それから福祉事務所設置町村、約900自治体のところでこうした窓口を作っているわけですが、ここが核となりながら支援をしているということでございます。

一番左のところを御覧いただきますと、「ひとり親家庭」と書いてありますが、吹き出しで書かせていただいておりますとおり、ひとり親家庭さんは、子育て、お仕事でなかなか時間がないという状況でございます。こうしたひとり親家庭に寄り添いながら、時間がないところをうまく解決するような形、例えばスマートフォンを活用した形でアクセスのしやすさ、こうした相談窓口になかなか行きにくいというところでアクセスの向上を図る。IT技術を活用しながらアクセスの向上を図っていく必要があるということでございます。

その上でアクセスをしていただいて、例えば、児童扶養手当は社会保障給付ですが、毎年8月に現況届を出していただく。その機会を捉えているいろいろなニーズをキャッチするような取組を進めているということでございます。

なお、ひとり親の相談窓口は福祉事務所ですので、様々なニーズを踏まえて支援する機関でございますが、母子・父子自立支援員という役職の方がいらっしゃいます。この方に核になっていただいて、住宅支援から、就業支援から、金銭的給付、経済的支援、こうした様々な支援にニーズに応じてコーディネートするという役割を担っていただいているところでございます。

右の方を御覧いただければと思いますが、関係機関。就労支援の関係でいいますとハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター。教育関係部局。養育費の関係でいいますと、弁護士。養育費だけではなくて、例えば離婚された場合については慰謝料とか財産分与、様々な法律関係が絡みます。それから、住宅の関係でいいますと、公営住宅、UR、いろいろなところが関わってきます。子育て支援は、保育所の関係もでございます。後ほど出てきますが、NPO法人。最近、民間主体、官民協働で様々な支援主体が出てきていますので、こうした地域の官民協働の民間の主体との連携というところも必要になっているところでございます。

今、申し上げたような話を6ページに書かせていただいております。ひとり親の方は多様なニーズを持っておられまして、例えば離婚したばかりで精神が不安定。その場合は、心理的な面のサポートが必要になります。ワンオペ育児でなかなか大変。これは先ほど申し上げたとおり保育等の支援です。お子さんの預かりみたいなもの。それから、就労に有利な資格が欲しい。非正規が多くて収入がなかなか増えないといった場合については、就労支援というところにうまくつなぐ、キャリアコンサルタントとか、そうした専門的な人につなぐことが必要になります。

「支援のポイント」のところに書いていますが、こうした複雑に多様に絡み合うニーズを正確に把握して、一人一人に合ったオーダーメイドの支援をしっかりとしていく必要があるということでございます。そのために、縦割りにならないように、いろいろな機関、その方にふさわしい支援機関のところうまくコーディネートしてつなぐということが、先ほどの支援員に期待されるところでございます。

7ページは、官民連携と申し上げましたが、NPOと民間の主体が様々な学習支援、あるいは、最近子供食堂等が注目されてございますが、そういう役割を担っていただいているわけでございます。公的セクターだけではなくて、NPO等の民間主体にもこうした重要な役割を担っていただいている。今後、こうした民間、官民連携というところが必要になるということで、民間主体とのつながりも非常に重要になってくるということで御紹介をさせていただきます。

最後、8ページを御覧いただければと思います。「今後の改善に向けた課題」ということで書かせていただいております。今、申し上げたとおり、多様な主体がうまく連携をす



る必要があるということで、多様な主体が連携をするためのプラットフォーム作りというところで、専門的な相談窓口と先ほどのワンストップの窓口、そこに置かれている支援員さんとうまくコーディネートしながらつなぐ必要がある。その機関については、一々の御説明は重複になりますので、省略をさせていただきますが、住宅から、就労から、いろいろな機関があるということでございます。

矢印のところに書かせていただいておりますが、まさに今、全国の自治体等を通じた実態把握をどのように連携をしているのかというところを行っているところでございます。

さらに、こうした取組をするに当たっては、相談の質の向上、連携の質の向上ということを書かせていただいておりますが、母子・父子自立支援員、つまり、ワンストップの窓口には置かれているコーディネーター役が資質向上を図っていただく必要があるということでございます。多様な、複雑な制度情報、しかも制度は日々変わっていくわけでございますので、そうした制度情報をしっかり把握することはなかなか難しいわけでございます。例えばICTツール、最新の制度情報を紹介しやすいような、民間の営業マン等がタブレットを使って商品の説明等をするケースがございますが、そうしたイメージの仕掛け等も今後活用していく必要があるのではないかとこのところでございます。

次に、個別の支援メニューの関係で、いろいろ多岐にわたるのですが、2点書かせていただいております。

就業支援プログラムの見直しということで、現状、ハローワークと連携して取組を進めているわけですが、より効果的で、就業の効果がある所得の高いところにうまくシフトできるような仕組みが必要ということで、この辺もITを活用した就労支援、あるいはキャリアコンサルタントみたいなプロフェッショナルな支援、こうしたところにうまくつなげていくということが1つ課題になるということでございます。

それから、住宅支援の重要性ということですが、これは公営住宅が非常に重要な役割を果たしているわけですが、必ずしも十分供給されているわけではない状況の中で、しかも、住宅については、へんぴなところに見つかってもなかなか機能しないわけです。通勤が難しいとか、お子さんが学校に通えないという課題がございますので、生活ニーズに合った形で住宅をうまくつないでいくというところに、公営住宅だけでうまく解決できるかどうか、その辺りについて今後検討していく必要があるということで、課題として書かせていただいております。

厚生労働省からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○星屋次長 ありがとうございます。

次に、文部科学省よりお願いします。

○文部科学省 文部科学省からでございます。「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」、青色と黄色系の資料でございます。

1 ページ目でございます。文部科学省におきましては、先ほど内閣府さんからもありましたけれども、全体の中で、やはり教育の支援を通じた子供の貧困対策が中心になると考えております。1 枚目は全体像を示したものでございますので、詳細はまた後の3 ページで御説明しますが、全体を見ますと、幼児期から義務教育段階、高校等段階、そして大学以上というところがございます。それぞれ、教育費の負担軽減というテーマと、学校における指導・相談体制の充実、地域の教育資源の活用というような分野で分けております。

家庭の状況に関わりなく全ての子供に質の高い教育をしていくという意味では、教育費の負担軽減が重要でございまして、幼児教育の無償化から、最近では大学までという施策を講じておるところでございます。

また、真ん中の黄色につきましては、学校において、スクールソーシャルワーカーですとか、スクールカウンセラーの配置ですとか、貧困に対応する加配、あるいは下にありませんけれども、外国人の児童ですとか、そういった方に対して学校をプラットフォームとして総合的な貧困対策をしていこう、そういう施策でございます。

一番下の「地域の教育資源の活用」というところは、地域には様々な教育資源等がございますので、それを活用するという事で主に3 つに分けられると考えております。

2 枚目でございます。こちらが先ほどの一番上の教育費の関係でございます。左から、幼児期から記載しておりますけれども、幼児期については、幼児教育・保育の無償化ということで、3 歳から5 歳の無償化と0 歳から2 歳児の住民税非課税世帯への無償化ということがございます。

また、義務教育段階におきましては、就学援助ということで、要保護児童に対します学用品等の就学援助の充実を図っていく。

また、高校段階におきましては、高等学校等就学支援金、いわゆる私立高等学校授業料について実質無償化する措置ですとか、授業料以外の教材等の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金等の充実を図っていく。

また、高等教育段階、大学におきましては、今年度からでございますけれども、住民税非課税世帯、またそれに準ずる世帯に対する授業料等の減免ですとか、給付型の奨学金の充実を図っていくということを講じているところでございます。

こういった制度がございますけれども、課題といたしましては、学生ですとか、これから入学していこうと考えている方に対する児童や保護者への効果的な周知というところがやはり重要になってくるかと思っております。また、こういった経済的な負担だけでなく、手続的なものの負担もあるかと思っておりますので、そういったものをできる限り簡略化していくという方向がこれからの課題かなと考えております。

3 ページ目でございます。学校をプラットフォームとした貧困対策の推進ということでございます。例えば、真ん中の「学校教育における学力保障・進路支援」のところがございますけれども、貧困等に起因する学力課題の解消のために教員定数の加配を行うとか、定時制課程等において経済的な困難を抱えた生徒、そういった方に向けた指導方法などを

調査研究して普及していくといった事業も行っております。

また、一番下「教育相談の充実」というところで、学校におきましてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置していくことが、虐待あるいは貧困等の早期発見、早期対応につながると考えております。

福祉の専門家から成るスクールソーシャルワーカーについては、全中学校区に配置するという、また、心理の専門家であるスクールカウンセラーにつきましては、全公立小・中学校への配置を掲げているところでございます。

こういったことを通しまして、学校における学力保障ですとか、子供の貧困対策への早期対応、そして教育と福祉の連携などを通して貧困の連鎖を断ち切っていくことが求められていると考えております。

この取組につきましては、スクールソーシャルワーカー等、配置時間が短いとか、そういった指摘があったりします。あるいは、外部との連携を行うソーシャルワーカーが活動されておりますけれども、教員との連携、教員の理解がなかなか進んでいない、活動についての理解が進んでいないという部分があるのかなと思いますので、そういった教員に対する理解促進なども今後の課題と考えております。

次の4ページ目でございます。こちらは地域の教育資源を活用した子供の貧困対策、全体像の一番下にあったものですが、右上の図にあるとおり、学校のみならず、地域におきましてはまさに多様な資源がございますので、それらを活用した取組を進めていきたいと考えております。

「学習支援」のうち、子供に対する直接の学習支援としましては、例えば、学校で学習習慣が身に付いていない児童生徒等に対して、大学生や教員OB等の協力をいただいて学習支援等を実施することについて支援したり、その下の、高校中退者に対して地方自治体の取組を支援する、あるいはアウトリーチですとかICTを活用した支援など、そういった先進的なモデル的なものを進めていこうと考えております。

右側の「家庭教育支援」でございますけれども、こちらは家庭の保護者に着目した支援になります。家庭教育支援員などがございますので、そういった方が保護者に対して適切な情報提供、子育てについてのアドバイス、引き籠りとかの対策の方法とか、そういった支援をしていく事業でございます。

その下の「家庭教育支援推進事業」につきましては、そういった子育て家庭への支援についての好事例などを共有して広めていきたいという事業でございます。

一番下でございます「自然体験活動等の推進」でございます。特にコロナなどの中では、体験的な活動が少なくなっていくというところもございますが、ひとり親の家庭ですとか児童養護施設のお子さんなどに対して、生活習慣ですとか、自立的な行動習慣を付けさせるためのキャンプの活動などを推進する、体験活動等の機会を増やしていくというような事業も行っております。

こうした地域の教育資源を活用した事業につきましては、学校と関係機関、特に福祉部

門などとの連携がやはり必要になってくると思っております。先進的な自治体ではそういった連携や事業が進んでいるところもありますけれども、必ずしも進んでいない地域もございますし、地域によってばらつきがあるところが課題と考えておりまして、好事例の展開ですとか、そういったものを行うことによって全体的な底上げをしていきたいと考えております。

文部科学省からは以上でございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

次に、行革事務局より議論の論点について御説明いたします。

○事務局 これまでの各府省の説明を踏まえまして、主な論点ということで、今日、明日にかけて御議論いただきたい点をまとめました。

日本では、特にひとり親世帯の子供の貧困率が高く、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の貧困問題とシングルペアレンツの問題を一体で議論し、より実効性の高い政策とするための方策を検討したい。

1日目は、生活基盤の拡充の観点から、シングルペアレンツを中心とした親に対する支援、2日目は、学力格差と経済格差の連鎖の解消の観点から、子に対する支援を中心に、主に以下の点を中心に、参考人の方の意見も聞きながら議論していきたいと思っております。

国や地方自治体等、行政の取組の現状を検証した上で、必要とする者に必要な支援を行き渡らせるためにはどのようにしたら良いのか。例えば、関係機関の連携不足が支援にアクセスする際のボトルネックになっていないか、潜在的な要支援者や要支援予備軍を含めた対象者を適時・的確に把握するためにはどのようにしていったら良いのかなどについて御議論いただきたいと思っております。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、ここで参考人の方からお話を伺いたいと思います。

まず、小林先生より、子供の貧困・シングルペアレンツの現状等につきましてお話をいただきたいと思います。

○小林参考人 改めまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林と申します。

今日いただいたお題は、データを使った全体的な把握ということと、少し足元の状況も踏まえた今後の課題ということでございます。今まで各府省さんからいただいたところと重複するところはなるべく割愛しながら御説明をさせていただきたいと思います。

2枚目を御覧いただければと思います。こちらはいわゆる子供の相対的貧困率を示したものでございますけれども、先ほど内閣府さんからもございましたように、数年前までは

6人に1人と言われるような貧困状態だったものが、足元落ち着いて、直近の調査でも若干下がっているという状況でございます。

3枚目でございます。国際比較という観点で見えていきますと、かつては日本はOECD諸国の中でも非常に高かったということですが、もともと高かったところが少し落ち着いてきて、今、ちょうどOECDの中位ぐらいになってきているというのが直近の数字ではないかと思えます。

続いて4ページ目でございます。今日のテーマでございますが、ひとり親世帯を見てございます。厳密に言うと、子供がいる現役世帯のうち大人1人の世帯の貧困率になります。こちらも足元では徐々にではありますけれども、相対的な貧困率が下がってきております。しかし、引き続き、2世帯に1世帯が貧困状態にあるというのが足元の状況でございます。

先ほど内閣府さんからも御説明がありました。5枚目でございますけれども、国際的に見ると、これはOECD諸国の中でも非常に高い水準でございます、トップグループに入るような高い貧困率でございます。

こちらも内閣府さんからの御説明にございましたけれども、6枚目では、ひとり親世帯の中での母子世帯を見ております。国際的に見ても、日本は母子世帯の就業率が非常に高いということで、8割程度の水準になっています。先ほどもあったように、この半数ぐらいが非正規就業になっておりまして、非常に多くの方が働いていらっしゃるのですが、非正規就業で貧困率が高いというのが国際的な視点から見た日本の貧困の状況と言えるかと思えます。

7ページ目に行っていただけだと思うのですが、では、なぜ足元で子供の貧困率が下がってきているのか。もちろん、政策的な効果もあるのかもしれませんが、子供の貧困率がこの6年間ぐらいで下がった理由を要因分解しています。例えば、ひとり親世帯が減るという形でも見かけ上は貧困率が下がるわけですが、ここで申し上げたいのは、貧困率が下がった理由というのは、大人が2人以上の世帯、大人が1人だけの世帯、両方で貧困率が下がったために子供の貧困率が低下しているというのが、この7ページ目で申し上げている趣旨でございます。

なぜ各世帯の貧困率が下がっているのかということを見ているのが8枚目のスライドになります。これは、子供がいる世帯の1人当たりの所得と見ていただければいいのですが、その分布を見ています。紫色が2012年の所得の分布で、オレンジ色が2018年の分布になります。見ていただくと分かりますが、いわゆる貧困線よりも下の層が若干減り、1人当たりで250~300万ぐらいの世帯が少し増えているというのが日本の直近の貧困率が下がっている理由です。

なぜ1人当たりの所得が少し上がっているのかということを見ているのが9ページ目でございます。これは、児童がいる世帯の平均的な所得を見ているのですが、2012年から18年にかけて何が増えているかというと、この雇用者所得の部分です、つまり、賃金が

増えてきたということです。この間、景気が比較的安定的に推移していたということと人手不足ということがあると思うのですけれども、増えてきている。一方で、児童手当等の社会保障給付は、もちろん平均で見ているだけですが、必ずしも増えていないということで、実は経済状況が良かったから後押しされてきたという側面があるのだろうというのがこの9ページ目で言っていることです。

10ページ目、11ページ目に進んでいただければと思います。今までのご説明は統計上、2018年までの数値ですが、足元ではコロナが起きているわけです。このコロナの状況を私たちが独自にアンケートをした結果を見ております。これは、コロナが起きる前から、起きた、ちょうど緊急事態宣言の期間中ですが、実は、もともと所得が低かった世帯のほうが所得が減少しているという傾向がございます。つまり、もともと脆弱な世帯に対して今回のコロナが直撃しているということが言えるかと思うのです。

先ほどの足元の貧困率の低下というのは、労働所得が増えたことによる低下というのが大きかったとすると、足元の貧困率を見ると、恐らくもう一度上がってしまっている可能性が高いだろうというのがこの11ページ目で見ていることです。

12ページ目、13ページ目は所得以外の要因を見ているものです。

まず12ページ目は、今回、コロナの中でオンライン教育などが進んできているのですが、パソコンとかタブレットが家にない世帯がどれくらいあるかということを見ると、低所得の世帯とか、ひとり親世帯だと、3割ぐらいの世帯はスマホとか携帯しかないという状況になっています。ICT機器の保有状況ということも非常に格差が生まれているということです。

13ページ目のグラフは若干見づらくて恐縮なのですが、生活習慣とか食生活への影響というのを見ています。ブルーの点線とかオレンジの点線が全体平均なのですが、特にひとり親世帯のところで顕著ですが、起床時間が遅くなったり、就寝時間が遅くなっている割合ですとか、食生活がコロナで悪化している割合が非常に高まっています。ですので、所得といった経済的な面だけではなくて、今回のコロナが子供たちの生活にも影響を与えていると言えるのではないかと思います。

以上で、基本的なデータと足元のコロナの状況を御説明させていただきました。

最後に、簡単に。これから他の方からプレゼンテーションいただく点かと思いますが、課題と解決の方向性を15枚目以降で少しだけお話しして終わりにさせていただきます。

15ページ目を見ていただければと思うのですが、こちらは、NPO法人のLearning for Allさんが、私たちもお手伝いしながらまとめた子供を取り巻く状況の課題を整理したものです。4つ課題を書いておまして、子供が支援につながる前と後ということですが、支援につながる前の段階では、誰が困っている子供たちなのかということが分からなかったり、分かっているでもそれが支援につながらないとか、仮にそれがつながったとしても支援先がなかなかないとか、非常に深刻な状況に置かれている子供であれば支援に届くので

すけれども、そこまでいかない子供が放置されてしまうという状況が現場では起きているのではないかと。つまり、メニュー自体は、この10年弱ぐらいで非常に整ってきていると思うのですけれども、そこが繋がってきていないところに一つの課題があるかなと思っています。

16枚目は、時間のこともあるのでちょっと飛ばさせていただいて、17枚目です。これは、改めて箕面市さんからも似た視点からプレゼンテーションがあるのではないかと思うのですが、行政のデジタル化という中で、実は行政データを活用しながら困っている子供を発見して支援につなげていく。もちろん、ルール上の課題はあるわけですが、できるのではないかというのが17ページ目です。要は、行政が持っている学校現場とか、福祉とか、税務のデータとか、実はこういうものを活用することによって、子供たちの状況が行政側から分かって、プッシュ型の支援を届けていくことが可能になるのではないかと。こういった点から少し議論をしていただくとありがたいなと思って、最後につけさせていただきました。

いただいた時間を大体使わせていただきましたので、私からは以上でございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

次に、今井先生より、現場で実際に支援を行う立場から、課題等につきましてお話しただけだと思います。

○今井参考人 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンの代表の今井と申します。

私どもは、もともとリーマンショックと東日本大震災をきっかけに法人を立ち上げまして、それから約10年にわたって生活困窮世帯の子供たちに対する支援を行ってまいりました。その中で、1つの民間団体ができることの限界も感じておりまして、近年では自治体等と連携させていただきながら事業を行っております。その中で、今日は、実際の支援の現場に関わる人間としての立場で意見を出させていただきたいと思っております。

資料の3ページを御覧ください。先ほど小林さんから、新型コロナの影響で低所得の家庭の方々ほど厳しい状況に置かれているというお話がありましたけれども、これは現場の実感としても非常に一致しておりまして、我々の事務局にはひとり親家庭の方々の様々な声が届いております。

「飲食店勤務のため、今も継続して勤務時間が減り続けています。今月、来月…生活がずっと不安です」といった声。あるいは「仕事がイベント関係のため9割収入が減ってしまいました。辛うじて失業にはなっておりませんが、コロナがなくなるまで仕事が見込めません。金銭的に、来年高校になる子どものための先行きが見えない状況です」「失業し、就職先も見つからず、経済的に収入が無くなってしまい、この先どうしたら良いかわからない。また自由に行動できない事が多く子どもも私もストレスがたまり、喧嘩になったり、受験の事も、親子共々心配が募り、イライラした状態が続きストレスの限界を迎えている。

進学についても、学校見学もままならず、何もかもが不安だらけです」といった様々な声が我々のところに届いております。ひとり親家庭だったり、相対的貧困状態にある方々が、今、厳しい状況に置かれているのです。

この2日間で、子供の貧困対策について議論をされていかれると思うのですが、その政策の先には、こういった一人一人の生活だったり、そこに暮らしている子供たちの将来があるのだということをぜひ忘れないで議論を進めていただきたいと強く思っております。私は、やはり支援の量そのものが足りていないということは、現状、こういった厳しい声が届いている中では思っております。それを前提とした上で、更に私の課題意識のほうをお話しさせていただきたいと思えます。

4ページを御覧ください。課題意識をお伝えする上で、我々、これまで10年にわたって相対的貧困世帯の方々に関わってくる中で、留意する必要があると思う点を3点挙げております。

一つは、相対的貧困状態にあることが見た目だけで分かりにくいということが、先進国における貧困の難しさだと思います。よって、発見がしづらいというところが課題になっています。

もう一つは、スティグマの問題です。支援を受けるということに対する後ろめたさだったり、恥ずかしさといったものを感じやすい状況にも置かれています。これは貧困問題に対する世の中の理解がまだまだ追いついていないという中で感じておられる部分があるのかと思うのですが、こういった中で、自ら手を挙げづらいというところがこの課題と思っております。

3つ目は、先ほど小林さんのお話からもありましたけれども、経済的に困窮している方々というのは決してお金だけに困っているわけではないということです。人間関係や孤立、疾病や子育て、教育の悩み、幅広い様々な複合的な課題を抱えている、あるいは抱えるリスクが高い方々だと言うことができます。なので、必要な支援というのが、部署を横断して、支援の領域が非常に広いものになってくるというところがあります。

こういった発見がしづらくて、当事者の方々が自ら手を挙げづらい、かつ、必要な支援が非常に幅広くなっていくところから、対象者の方々に支援を届けていくということが非常に難しいという課題を感じております。

ちなみに、厚労省の生活困窮者自立支援制度に基づく子供の学習支援に関しては、大体3割未満の子供にしか届いていないのではないかとといった報告なども届いております。ほかの様々な子供の貧困対策・事業・政策は、それぞれ対象となる方々がどれだけいて、その中でどれだけ届いているのか、こういったことをしっかりと検証する必要があるのではないかと思っております。

5ページを御覧ください。我々が感じている具体的な行政上の課題をお伝えする前に、そもそも支援を届けるまでの基本的な流れがどうなっているのかというのを整理してからお話をしたいと思えます。



1点目は、対象者を特定したり発見することがまず最初になります。その上で、制度そのものを周知したりとか案内する。その上で、当事者の方が申請をされる。その上で、サービスの利用者を決定して支援が開始される。こういった5つのステップに分けられるわけですが、課題意識としましては、まず、対象者である方々の発見の難しさ、あるいは周知するような案内書類そのものが非常に分かりにくい、あるいは分量が多いという課題。さらに、申請する上でも、申請の手続が煩雑だったり、そういった課題が挙げられるというのが我々の実感です。

その上で、次の6ページを御覧いただければと思います。我々が行政の皆さんとも連携させていただく中で感じている課題感というものをお伝えしたいと思います。

1点目は「教育部門と福祉部門の連携不足」と書かせていただいております。代表的な部署が教育、福祉になりますので、このように書かせていただいておりますが、支援が必要な分野というのは多岐にわたりますので、保健、医療、福祉、子育て、教育、本当に幅広い分野が絡んでまいります。特にお子さんたちの出産期から成人まで非常に長い期間支えていかなければいけないということと、先ほどお話ししたように、課題が多岐にわたることから、我々はこういった縦割りに非常に悩まされてきました。

例えば、低所得の世帯の子たちに対して教育費の支援を届けなければといったときに、就学援助を受けている家庭の情報は教育委員会が持っている、生活保護を受けている家庭の情報は福祉課が持っている、ひとり親世帯の情報は場合によっては子育て支援課が持っている。こういったいろいろな部署にまたがって様々な情報があるような状況があります。なので、その中で対象者を特定していく、周知していくことが非常に難しい状況にもあります。

また、これらの部署が独立したそれぞれの指揮・命令系統を持っておりまして、部署を横断して何かお願いする。例えば、福祉課が教育委員会に何かお願いするということが非常にしづらかったり、そういったことも現場では起こっております。

2点目は、相談窓口の分散と書かせていただきました。こちらは、どちらかという、当事者の方から見ての課題になってきます。先ほど申し上げたとおり、様々な部署が様々な支援サービスをやっておられます。その中で、対象者の方が必要な支援サービスを見つけてきて、相談を受けるということは、様々なところへ行かなければいけない。こういったことがたらい回しの原因にもなっています。なので、相談窓口を一本化したり、あるいは、役所に行って、何歳だったらどの支援が受けられるという情報が集約され、整理されることがやはり必要ではないかと思っております。

3点目は、対象になる方々に制度を作って、申請を待つのではなくて、こちら側から情報をどう届けていくのかといった観点に立ってこういったサービスをしていかなければいけないと思っております。ある種、申請主義の限界が来ているのではないかとも思っております。

基本的に、自分で見つけて来られる方々もいらっしゃいますが、自分ではなかなか手を挙げられない、情報を見つけれないという方々もいらっしゃいますので、そういった方々

に対して、専門性のある支援員の方がアプローチしていく必要があるわけですが、そういった支援員の方のマンパワーが足りているとは言えません。特に、自治体さんが独自で子供たちに対するワーカーさんを雇用されていたりするケースもありますけれども、多くの場合が非正規雇用だったり、安定的な雇用ができていない状況もありますので、そういった方を安定雇用したり育成できるような財政確保も必要ではないかと思っております。

次のページを御覧ください。4番目は、先ほどお話ししたように、案内文書、申請方法が煩雑であるということです。案内文書や申請書も非常に膨大で煩雑ですし、記入情報が重複していたり、紙媒体のものが多かったり、中には押印が必要なものも出てきている。その中で、申請の文書、手続といったものを抜本的に見直していく必要もあるのではないかと思います。中には、外国にルーツがある方、日本語をずっと読めない方々もいらっしゃいますので、そういった方々に対して配慮していく。易しい日本語を使ったり、場合によっては多言語対応していくことなども恐らく必要になってくるのではないかと思っております。

5点目は、先ほどの話ともつながるのですが、コミュニケーション手段が制約されているケースが自治体さんによってはあります。例えば、当事者の方と電話でしかコミュニケーションを取らないという方針でやられている場合もあります。これは、開所時間中に電話に出られない方々もいらっしゃいますので、生活スタイルに合わせて、メールなど、場合によってはこれからはラインのような方法も含めて、当事者の方々に合わせたコミュニケーションの手段を許容していく必要があるのではないかと思います。

最後は、こういった支援がどれだけ届いているのか。つまり、対象者分の利用者の方々、捕捉している割合を強く意識していく必要があるのではないかと思います。そういった捕捉がどれだけできているのかということを中心に、アプローチをどう強化していくのか、あるいは、それがそもそも対象者の方々のニーズに合っていないのではないかとということも含めて、制度の改善などができるのではないかと思っております。

私のほうからは大きく2点です。まとめますと、支援の量そのものが、まだまだしんどい状況にある方々がいるので、こういったことをもっともっと拡充していただきたいと思いますと思っております。もう一つは、支援を作っても、それをしっかりと届ける仕組みを構築していただきたいと思いますと思っております。

私からは以上であります。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、議論を始めたいと思います。

評価者の先生からお願いいたします。亀井先生、お願いします。

○亀井評価者 ありがとうございます。

今、小林さん、あるいは今井さんのお話、あるいは役所からの話も含めて、低所得で、かつ、ニコニコ動画のコメントでもありましたけれども、非正規で時間当たりの単価も安いということで、どうしても長時間労働になって、それで子供を見る時間もなくなってしまし、先ほど小林さんからのお話がありましたが、なかなか生活がというところにも至ってしまうのだらうなというお話だと思います。

そういう中で、今もお話がありましたけれども、病気やけががきっかけになる方もいらっしゃるし、家庭内の暴力の場合もあります。これは、そもそも過度な自己責任論ではなくて、私たちの問題であるというふうに捉えなければいけないということが、この議論の出発点であるということに改めて確認をしたいと思います。

その上で、お話を少しお伺いさせていただきたいのですが、私の方で用意させていただいた資料を事務局のほうで出していただけますでしょうか。

左側に、日本NPOセンターさんがこの8月に出された報告書を転記させていただいております。数々制度があります。先ほどもいろいろな制度があるよねというお話があったのですけれども、いろいろな制度があります。これに対して認知率がどうで、これに対して当事者の方々がどんなふうに考えているかというところをアンケートやインタビューで整理されたものでございます。手軽に利用できるというものは決して多くはなくて、一方で、先ほどスティグマという話もありましたけれども、生活保護に対して利用するのに抵抗があるといった声も上がっているし、どんな内容か分からないという声も上がっているところではないかと思います。

そういう中で、先ほど来あった縦割りというお話なのですけれども、私は、地方自治体、いわゆる市区町村の方々にお電話で少しお話を伺いさせていただきました。端的に、ある町、1万人の町と、ある市、7万人の市を取って見たのですけれども、それぞれの窓口はどこですかと聞かせていただくと、まずその瞬間に答えられた市町村はありませんでした。ちょっと待ってくださいという形で言われて折り返しかかってきたのがこれです。

左側の表を御覧いただいて、それぞれの制度のそれぞれ担当課を教えてくださいと申し上げたのですけれども、なるほど、こういう形ではばらばらでありましたということになります。市役所の中、あるいは町役場の中で解決しないものも結構あって、それは都道府県に言ってくださいだとか、ハローワークは外ですとか、県庁所在地にしかありませんというようなこともありまして、これはなかなか深刻な状況です。更に言えば、その瞬間答えられなかったということは、もし私がそういった状態であるということに役場に行ったときに、その場で分かりませんと言われてしまうということになりますので、これはなかなか大変な問題なのだろうなと思います。

そういう中で、上から8番目の制度の中に、先ほど厚生労働省からお話がありましたが、「自立支援員による相談支援」というのがあって、私は、これは極めて重要な制度なのではないかと思います。すみません。私、先ほど聞き落としたのかもしれませんが、900

自治体というお話もあったように聞いていますけれども、この方々がまさに寄り添って、だったらここに行ったらいいよとか、ここに一緒に行こうよという形で、あるいは書き方が分からなければ一緒に書くということを多分対応されるのだと思うのです。

一方で、私もこの自治体から幾つか聞いているのですけれども、いわゆる会計年度職員という形で、単年度の予算が出れば今年は就労があるけれども、来年はありませんよと。先ほど今井さんから非正規だというお話がありましたが、ここにも非正規があって、支援している人も雇用が安定していないという状態で、そういう人が果たして本当に寄り添いができるのかというところの疑念も正直あります。そういった現状について、まず、厚生労働省から教えていただければと思います。

今回、箕面市さんと足立区さんの場合は、多分、比較的よくできているということで来ていただいている明日お話をいただくのだと思うのです。よくできているところから見ると、ちょっと想像もつかないのかもしれませんが、一方でうまくいかない自治体もあるという実情について、何かお考えがあればぜひお伺いさせていただきたいと思います。

さらには、今日、デジタルデータの活用ということで、これをどういうふうに乗り越えていくか。もちろん、人がきちんと対応することが大事だと思うのですけれども、デジタルデータでできることの可能性について、宮田さんからぜひお話をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、厚労省、お願いします。

○厚生労働省 母子・父子自立支援員についてのお尋ねがございました。これは、先生御指摘のとおり、ワンストップでニーズを酌み取って支援にうまくつなぐことに対応している職員でございまして、福祉事務所ですね。これは県・市及び福祉事務所設置町村、町村は必ず置かないといけないということではなくて、手を挙げて設置をすることができる。設置していない町村は県の福祉事務所で担当するという立て付けになっているわけございまして、福祉事務所は全国で905ございます。そこに母子・父子自立支援員が全国で1,762人配置されておりまして、常勤が494人、非常勤が1,268人という状況でございます。

非常勤がどうかというところで、常勤化みたいな話でいろいろ御要望は伺っております。ただ、非常勤だからだめだということではなくて、日数を絞って非常に質の高い働きをしていただいている方もいらして、一概には言えないと思うのですが、安心してこの支援員の方がうまく機能するような質の向上を図っていかないといけない。今後、様々なニーズに応える支援の制度につなげるような形で、支援員の質向上を図っていかないといけないというのが私どもの考えでございます。

もちろん、質向上だけではなくて、例えば、先ほどの説明のときにも申し上げましたけれども、支援員の方が使えるようなツールですね。複雑な制度について検索可能なIT機器、

そういう周辺の機器の環境整備みたいところでバックアップをする。そういう総合的な形で対応していかないといけないのではないかと考えている次第でございます。

○星屋次長 それでは、自治体のほうからは。足立区さんか箕面市さんか、どちらかどうでしょうか。

○藤迫参考人 それでは、箕面市のほうから一言お話しさせてもらっていいですか。

明日詳しくお話ししますが、ここまで皆さん方からいろいろ御説明ありました中で、幾つか課題を挙げられております。まさに我々もその課題にぶつかって、それをどうクリアしていくかということでここまで持ってきたわけです。

自治体として、自治体の中でできることというのはたくさんあると思うのです。行政データをどれだけ活用することができるか、あるいは組織の問題、教育と福祉をどのように融合させていくか。あるいは、ワンストップ化ということで、我々の方も組織を、児童福祉部門を教育委員会に、それこそ母子保健から予防接種も含めて教育委員会にずっと寄せているがゆえに、窓口としては子ども総合窓口という窓口を設けて、とりあえずその窓口に来ていただければ十分な説明対応ができるということで、極力、ワンストップ化ということをしております。

まだまだ課題はたくさんあると思いますけれども、まずは市役所の中でできることをしっかりやっていきたいというのが今の率直な感想です。

○星屋次長 ありがとうございます。

足立区さん、いいですか。

○定野参考人 自立支援といっても幾つかあると思うのですが、特に福祉事務所がやっているケースワークでは、生活のためにどうやって自立していくのか、就労支援も含めてやっているわけですが、そういった意味では、常勤の職員がケースワーカーにということと、非常勤でも専門的な知識とかいろいろなところにつなげる仕組みを知っている人間を雇用するという意味では、ある意味、非常勤でも優秀な人間がいれば雇用して、そういったところにきちっと手だて等をしていくということは必要だと私は思います。

今は、質の問題もそうですけれども、量の問題も同時にやっていかなければいけないことだと私は思っていますし、そういったことが実現できることによって自立していく。

ただ、今、自立の中で幾つかあったのですけれども、例えば、今井さんの話の中で、届いているのか届いていないのか発見しづらいというところで、実は親は声を上げられるのですけれども、今日は子供もテーマになっていますが、そこにいる子供は実は声を上げられないのです。なので、子供の声をどうやって聞くのかということも、我々はやらなければいけない。では、福祉事務所はどうしているかということ、ケースワーカーは普段は親の

話は聞くのです。これは仕事です。でも、子供の話も聞こうよということで、子供の訪問もきちっとやっているというのが今の足立区の状況です。

○星屋次長 ありがとうございます。

宮田先生、よろしいですか。

○宮田参考人 宮田です。よろしくお願いします。

亀井さんの資料をもう一度出していただければと思います。コロナの中で給付金を配るというところで、日本のアナログ化の現状が出てきました。一律10万を配るのに1,500億円余計にかかって、しかも数か月かかってしまったと。これが海外の幾つかの国だと数日で配れる。あるいは、その痛みに応じて、必要なタイミングで必要なときに必要なサービスを必要な人に配る、これができるようになってきている。デジタルというのが、今までの一律に物を配るところから転換できる。誰一人取りこぼさないというところを目指すようになってきているのだらうと思います。

一方で、日本は、今、こういった物を配ることを前提に、自分にどういった支援が必要なのかを理解した上で、それぞれのサービスをもらいにいかなくてはいけないということなのです。これは一案ですけれども、児童手当を受ける一環で、今の状況というのを入力して、例えば、先ほどの話だと、離婚であったり、あるいはそれが非正規であり、そして持病がある、こういった条件が重なってくると、非常に困窮することが容易に見えてくるわけです。そういった条件にトリガーを立てながら、プッシュ型でサポートしていく。本人が、自分が困難なのだということを認識する前から寄り添うということがデジタルによって可能になってくる可能性がある。こういった必要な人を、制度だけではなくて、条件の組合せによって、より困窮している人というのが確実にいるはずなので、その人たちをより手厚く支えることができるし、必要なことであるというのが1つ。

もう一つは、この支援を受けることそのものです。これは小林さんが提供してくださった15ページに出っていますが、支援につながる前に取りこぼすというところなんです。いわゆる自分自身が困難な状態に置かれていることに気付けないということだったり、支援そのものを受けることにちゅうちょを覚えるということがかなり妨げになってくるだろう。そのときに、もっと手前で、これは小林さんのところにもありましたが、例えば子供の成長曲線が少し外れてきたとか、学力が落ちてきた、これはもしかしたら家庭にトリガーがあるかもしれない。こういったデータから、いわゆる貧困だけをターゲットにするのではなくて、その手前ですね、そもそも貧困にいかないということも含めて目標設定することは、デジタルで連続状で捉えることでできるようになる可能性がある。今日はシングルマザーなので、まさに家庭の状況ですよね。本当に苦しくなってから、そのときようやく支えるということではなくて、もっと手前の段階ですね。子育てそのものを前向きに取り組むことができる、楽しくできているかとか、未来に対して希望があるかとか、そういったこ

とも含めて、広く、その手前の段階から支えていくことができるのもこのデジタルであるということなので、今、省庁それぞれが持っているデータをつなぐ中でサポートしていくことができたらいいいのかなと思います。

以上です。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、ほかの評価者の先生。

伊藤先生。

○伊藤評価者 伊藤です。よろしくお願ひいたします。

内閣府さんに御意見をいただければなと思うのですが、最初の御説明の中で、全国の自治体で貧困対策計画を作っているのは、去年までは145だったのが今年は666で、努力義務にしたことによって一気に増えている。これはとてもいいことだなとは思っているのです。まだ計画を作っていない自治体に私が今回幾つか聞いている中で、作らなければいけないという問題意識は当然持っている。計画行政と言われるように、今日の足立区さんも箕面市さんも作られているからというのはあると思うのですがけれども、貧困対策と銘打たれることによって、例えば福祉事務所が実際にそういう対策を打つとか、厚労省さん、文科省さん、補助金はあるけれども、その補助金の活用の仕方もより前面に出てくるという意味においては、やはり計画でうたえることが必要ではないかとは言っていたのです。ただ、何で作れないかとなると、規模の小さい自治体になってくると、もともと持っている子ども・子育て支援計画であったり、虐待防止計画であったり、複層的になるような計画があつて、新たに作ることへの優先度が落ちてしまっている部分があるところをよく聞くのです。

同じようにお聞きしたのが、先ほど宮田先生から、貧困という手前の部分、これはデジタルで解決できるのではないか。同じように、まさに貧困というのは複層的な要因があるという話が先ほどからあつて、今井さんの御説明の中でも、なかなか見えにくい。貧困の先に、例えば虐待が起きたり、不登校が起きたり、そういう現象になってくると、そちらでは対策はあるのだけれども、もっともっと川上の部分で対策を打たなければいけない。これも同じように問題意識は持っているけれども、先ほどの話のように、そこにまだ踏み出し切れていない自治体が実際にまだ1,000以上あるというところ。ここについて、もちろん、今、伸びているからいいのだという捉え方もあるとは思いますが、さらに進めていくための対策というのは何か考えられておられますでしょうか。

○星屋次長 内閣府さん。

○内閣府 内閣府でございます。

先ほど御説明の場で、昨年度、法改正のときに合わせて、全国7ブロックで法改正の内容とかの説明会を行いまして、そのときは全都道府県、全市町村さんにお声がけをして説明をしました。今年はそれをさらにもっときめ細かくやるために、4県に絞って、その4県の1つの区域の中の全市町村さんも集めていろいろな説明をしているところでございます。

正直申し上げて、1年で4か所ぐらいでは量的に足りないと考えておりますので、そこはもうちょっとしっかりやっていきたいということと、あと、こういった形で私どものほうも市町村さんの御担当者の方とお話をしてしていると、地域間によって取組の濃淡がかなりあります。正直申し上げれば、こういった説明会をやった場で初めて子供の貧困対策の全体像が分かったとおっしゃる市町村さんもあれば、私ども、法改正も1回していますし、大綱も2回できていますから、できれば2回目の計画を市町村さんに作っていただきたいわけですが、もう2回目の計画までいっているよというところもございます。

一方で、実は私ども、こういった研修会をやるに当たっては、連携体制が大変重要ですので、参加いただく自治体のほうには、現状の連携体制はどうなっていますか、こういった部署と連携していますか、あるいはこういった居場所づくり、いろいろなNPOさんもありますから、そういったところとどういったつながりがありますか、そういったことも必ずお聞きしているのですが、そういったところをしっかりと書ける自治体さんであれば、残念ながら空白とか、そういったところもある。そういった中で、私ども、なるべく寄り添って、一歩ずつ上げるような形で支援して、いろいろな自治体さん、いろいろな段階があるかと思いますが、こういうふうにレベルアップと申しましょうか、こういった子供への支援がしっかりとつながるように支援してまいりたいと考えております。

○星屋次長 ありがとうございます。

○伊藤評価者 私からは最後にします。

おっしゃったとおりで、後で足立区さんから御意見をいただければと思うのですが、今まで貧困対策というのは、何をしていたか分からなかった。こういうふうに顕在化してきた中で、計画を作ることによって動かなければいけないことが目に見えてくるという部分は間違いなくあるのかなと思っています。ただ、そうは言っても、これは市区町村の意思で動くかどうか、これを国から、作りなさい、作りなさいといっても、ここはなかなか難しいところがあるというのは承知の上ではあるのですが、もしかしたら、計画を作ったことによってこれだけ変化があったのだということを伝えていくことがこの後増えていく要因。私は何でもかんでも計画を作ったらいいとは全く思っていないのですけれども、この貧困については、まず作ることによって動きが始まるのではないかなと感じています。

○星屋次長 では、足立区さん。



○定野参考人 足立区です。

子供の貧困というのですけれども、今のお話だと、多分、所得が幾らだから貧困だということだけになっているのですね。実際お金が何に使われているかということが問題で、要するに子供のために使われているかどうか。足立区では、貧困、生活困難世帯をどうやって定義しているかということ、お金だけではなくて、お金が少ないだけではなくて、例えば生活必需品がない。例えば、1人1つの布団がないとか。あるいは、うちはこれを5万円と決めているのですけれども、いざというときの貯金の5万円がない。あるいは、ガスとか水道とかのライフラインを止められた経験がある。そういう方も生活困難世帯だと定義しているのです。そうすると、所得が何百万以下とかいう方よりもこちらの方のほうが多いのです。もちろん重なっている部分はあります。ですから、まず、貧困というのは何なのかということと、子供に使われているのかどうかということと一緒に考えないと、ただ単に金だけではないなと思うのです。

そうすると、例えば児童手当とか何とか給付金とか、子供のために使ってねと言っているのに使われていないわけです。なので、教育バウチャーとか保育バウチャーとか、そういう制度を作ったらどうかなと私は思いますし、今、Go To何とかで、皆さん使わなければ損だということはいっぱい使っているわけですが、例えばGo Toエデュケーションとか、そういうのがあれば、そういった子供のために使えるものがもっと出てくるのではないかと私自身は思っています。

○星屋次長 では、大屋先生。

○大屋評価者 大屋でございます。ありがとうございます。3点ぐらいございます。

1つは、各府省さんから御説明をいただきまして、施策は充実してきたし、成果もしっかり上がっているということは確認できると思うのです。その一方で、非常に難しい状況が見えてきたというふうにも言わないといけないだろう。

例えば、女性ひとり親世帯の貧困問題の背景は、多分、明らかに離職と雇用の非正規化であって、その背景には、要するに、辞めたら戻れない職に就いているということがあり、その背景には女性がSTEM教育を受けていないということがおそらく考えられるわけです。だから、非常に根が深い問題がここで見えてきたということを確認する必要があるだろうと思うし、1つは、教育の問題に戻っていくのだということになると思います。この点、文部科学省さん、もし御意見があれば伺いたいと思います。

2点目は、データ上の改善が見られるのだけれども、改善されているような気がしているのか。日本でいうと、治安と体感治安の違いという問題がよく指摘されています。治安はデータ上良くなっているのですが、みんな、良くなった気がしていないので、行動が委縮してしまう。同じように、支援されているという実感、支援があるという実感がひとり

親世帯にないことが結構大きな問題の原因になっているのではないかと。そうすると、情報提供であるとか、支援メニューの使いやすさを改善していくことが課題になると思います。

その際、今日も、支援員の方が寄り添うのだというお話がありました。それは非常に重要なことだと私は思うのですが、そういうことを支援される側が期待しているかどうかということを見直してみる必要があるだろうと思います。

私、皆さんに比べると、若い世代にある程度接している方なのですが、学生にオフィスアワーを開いて相談においでという来ないのです。メールを送ってくる。メールでもなくて、掲示板を開いておくと、そこに書き込んで質問してくる。要するに、密接な接触よりも非人格的なコミュニケーションを求めている若い世代というのが確実にいるし、それは、今井さんから御紹介のあったスティグマを抱えて、あるいは助けてもらえるかどうか分からないという状態だとなおさらそうだろう。そういう場合、例えば、対面でなくて電話とか、電話でもなくてメールとか、更にいうと、SNS、チャットポットで相談して、どういうメニューがあるのか聞いて、何だったら、そこで入力した情報はぐるっと回って役所の方はもう把握していて、申請書を半分書いて持ってきましたみたいなことが起きると、状況が大分違うのではないかと。この辺りについて、内閣府さんであるとか厚労省さんでお考えがあれば伺いたいと思います。

3つ目です。データからも見えたのは、共助の次元で、養育費の取りっぱぐれという問題がかなり深刻であるということです。この点について、何らかの対応を進めておられることがあればお聞きしたいというのを厚労省さんをお願いします。

もう一つは、離婚した男性親から養育費を払いたくない理由として、自己弁護も混ざっていると思いますが、「だって、俺はもう子供に会えないのだ」という話も聞くのです。養育費支払いと面会交流の継続みたいなもの間に何らかの因果関係とか相関があるかどうか、この辺り、これはデータがあるかどうか分かりませんが、印象でも結構ですので、何かあればお話しいただければと思います。

すみません。よろしくをお願いします。

○星屋次長 1点目は文科省でしたか。

○文部科学省 文科省でございます。

ひとり親家庭の貧困の背景を追っていくと、そういう学びの問題というところがあるということは1つあるかと思います。文科省におきましても、リカレント教育ですとか学びというのがこれから重要になってくると考えていますけれども、男女共同参画という観点から、女性に対する学びの支援というのも強化しているところでございます。ひとり親家庭ですとか貧困の場合、そもそも基礎学力を得る機会がなかったとか、そういったところから、再就職とか、さらには非正規から正規に変わることが難しいという現実もあると考えておりますので、そういった大学などを活用してそういう学び直しもこれから力を入れ

ていかなければいけないと考えております。

○星屋次長 では、2点目、3点目は厚労省ですか。

○厚生労働省 まず、2点目の支援メニューの関係の問合せ、御質問でございます。これは、アクセスのしやすさという観点で、私どももSNSとかメール等々の活用というところで相談に乗るという方法がありますが、確かに世代によって。最初、SNSとかの活用を申し上げたのは、時間の関係です。ひとり親の方は非常に遅くまで働いておられる。場合によってはダブルワークの方もいらっしゃるというところで、夜間とか休日に相談しようと思っても、なかなか相談しにくいということで始めたのですが、確かに、先生がおっしゃるみたいに、世代によっては、実はSNSのほうが相談しやすいという方もいらっしゃるという話は最近よく聞いているところでございまして、ちょっと違った効果、窓口の開いている時間になかなか行きにくいのでSNSを使った相談を徐々に開始しているという状況だったのですが、逆に、そういう方が相談しやすいという効果があるのだったら、そうした視点でSNSの相談を広げるということも考えてみたいなと思った次第でございます。いずれにしても、SNSの相談というところをうまく活用するという取組については、今後、しっかり進めていきたいと思っております。

2つ目に、養育費についての御質問をいただきました。養育費の問題は、民法の関係を所管している法務省とも関わりますので、今、連携して取組を進めているところでございます。養育費は取決めをする必要があるわけですが、なかなか取決めがされていない。養育費の取決めをしている方が徐々に増えてきてはいるのですが、平成28年のデータだと42%強という状況でございまして、まずはしっかり養育費の取決めをする必要がある。できるところからというところで、例えば離婚届を出すときに、養育費について知っていますかという情報を併せて役場の方から提供する。これも法務省と厚生労働省の連携プロジェクトの一つとして始めたところでございます。

一方で、なぜ養育費を取らないのかというところで、母子家庭からいろいろデータを取って見たところ、一番多いのが「相手と関わりたくない」で31.4%。次が「相手に支払う能力がないと思った」で20.8%、次が「相手に支払う意思がないと思った」で17.8%という状況でございます。

こうした状況の中、別れる前から親支援講座みたいなものを開いたり、うまくいっている自治体、例えば法務部門のところ、公正証書で債務名義を取ったりするところを支援したりという自治体がございますので、こうした自治体に対してモデル事業的に支援を開始したりというところで、今、ちょうど法務省と連携をしながら取組を徐々に始めている状況でございます。まず、できるだけ取決めをしっかりとるところから始めたいと考えているところでございまして、自治体と連携しながら、こうした養育費をできるだけ活用できるような取組を進めていきたいと思っております。

○星屋次長 では、藤井副大臣、どうぞ。

○藤井行政改革担当副大臣 養育費の話が出ましたので、養育費を立て替えている自治体とかもありますので、そういったところの取組を紹介させていただきたいと思います。

先ほどお話がありましたとおり、そもそも取れるかどうかというところをしっかりとやらないといけないというのはおっしゃるとおりなのですけれども、決めていても結局支払わないという方がいらっしゃるわけです。そこについては、先ほどお話がありましたけれども、面会交流のコーディネートもプッシュ型で市がやるということをやらないといけない。やっておられる例のことを今言っているのですけれども。

それに加えて、立替えをしてひとり親家庭を支援するという取組をしております。その上で、法務省は来ていないのですけれども、法務省に求めたいところは、調停とか、強制執行手続の簡易・迅速化とか、公正証書作成費用の無償化とか、こういったところの制度を変えていくことが必要なのではないかと考えています。

また、先ほどの面会交流のプッシュ型の支援ということなのですが、亀井先生の資料で、多くの支援があります、しかしながら、それが行き渡っていないのはなぜかというと、自治体サイドもこういうのをプッシュ型でやらないといけないということと、おっしゃるとおり、デジタル化です。一人一人の皆さんに一覧性を持ってやれるということが必要なのではないかとということなので、実はそういった先導的な自治体があるということも御紹介させていただきたいと思います。

○星屋次長 ありがとうございます。

では、塚原先生、よろしいですか。

○塚原評価者 ありがとうございます。多分、時間も少ないので、簡単に3つコメントと質問をさせていただきます。

皆さんのお話からも、よりプッシュ型、積極的で包括的な支援が必要という方向性はそうなのだろうなと。そうしますと、今まで以上に精度の高いデータをデジタルで入手することが必要になってくると思うのですけれども、その前提として、積極支援を前提とすると、潜在的に支援が必要な子供を見つける接点みたいなものを、どうしても施策視点ではなくて、子供からの視点でたどっていく必要があると思います。

小林さんの資料の中で、こういう行政データが使えるのではないかとこのものを見させていただきました。非常に包括的で、行政がいろいろ分かれている中で、施策ベースで追っていくと、どうしても取りこぼす部分があるのではないかと心配していますので、今後の検討では、現場の子供ベースの視点でそういうものをトレースしていただきたいと思います。

それから、仮に今後プッシュ型でやっていくとしても、日本の場合、どうしても最終的には本人の同意が必要になってくるのかなと思うのです。実際に、足立区さんとか箕面市さんとかは、その最後のところをどういうふうにしているのかなど。これは貧困の定義とも関係してくると思うのです。本人が自分のことをどう思っているかということとも関係してくると思いますし、親がそんなに困窮しているわけではなくても、子供に行き渡っていないという場合にどういうふうに最後に本人の同意に持っていくことができるのか。

3つ目が、個人情報保護条例の壁を足立区さん、箕面市さんはどういうふう乗り越えて、いろいろな情報を連携しておられるのかというところをお伺いできればと思います。

○星屋次長 では、足立区さんか箕面市さん、よろしいですか。

では、ごく簡単をお願いします。

○定野参考人 ごく簡単にですか。非常に苦しんでいるということは言えると思います。個人の情報を保護することと、子供をどうやって育てるのかというバランスだと思うのです。申し訳ないですが、私の仕事は、法律を守るのではなく、法律を使って子供たちを守ることなので、ある意味、そういうところには踏み込んでいきたい、今、踏み込んでいるというところなんです。

○藤迫参考人 箕面市からです。

個人情報保護条例、それぞれ各市でも取られていると思うのです。そもそも、私どもの場合でしたら、現状の条例でも十分にデータのやりとりができるという審議会の意見ももっていますけれども、思い切って条例を改正して、そういう困窮、あるいは心身の保護、あるいは生活の支援の目的のためには使えるのだよということを職員にも共有しながら、条例も変えながらやっています。

あと、プッシュ型云々につきましては、保護者との信頼関係ということがありますので、丁寧に説明をし、話をしながら進めているところです。

以上です。

○星屋次長 ありがとうございます。

御発言が大体一巡しましたけれども、大臣から何かございますでしょうか。

○河野行政改革担当大臣 ありがとうございます。

これまでは、行政というのは、平均値を見て行政をやるしかないという時代だったのが、今、宮田先生からも話がありましたけれども、個別のデータを取って個別に対応ができる時代になってきた。だからこそ、御議論いただいたように、現象になる前にプッシュ型で支援を始められるようにだんだんようになってきたのだと思います。ただ、そのためには、国

というよりは、現場に近い自治体でやっていただかなければならなくなってきたのかなど。そうすると、自治体にやってもらうために国はどうしたらいいのかということを考えていかないと、ただメニューを出して、こんなメニューがあります、このメニューに補助金がこう付きますというやり方でいいのか。あるいは、子供の貧困対策をやるために、それぞれの自治体に財源を一括で渡して、それぞれの自治体で一番いいやり方にこの金を使って、その代わり成果をこういうふうに出してくださいというやり方にするのか。メニューを提示するのか、メニューを自治体にお任せするのか、その辺が少し難しいのかなという気がします。

いずれにしろ、この問題は自治体に計画を作っていただいて、やる気を出してもらって取り組んでもらうところを国がどういうふう後ろからバックアップをしていったらいいのか、そこを真剣に考えていかなければならないと思います。そうすると、この個人情報保護条例、2000個問題みたいな話がありますが、それをどう上書きしていくのかということ、デジタル庁でも問題になっていましたけれども、これをどうするかを考えていかなければいけないなど。

それから、子供の貧困がシングルペアレント、特に母子家庭が大きく割合を占めている中で、養育費をどうするか。これも、養育費の取決めができなかったら、一般的なルールはこうだという、誰にでも当てはまるルールを決めてしまうというやり方もあるのかも思えないと思います。

それから、今日は御議論は出ませんでした。子供の虐待、ネグレクトというのが増えている一方で、不妊治療をやろうという方の数も増えている。ところが、日本は特別養子縁組という制度がなかなか使われない。そうすると、子供を育てられない人と子供を欲しい人という、その橋渡しをやることによって、この問題のある面、変えていくこともできるのではないのか。そうすると、この特別養子縁組のようなものをどうやっていくのかということも考えていく必要があるのではないかと思います。

ありがとうございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、議論も大体一巡しましたので、最後、中間的な取りまとめを亀井先生からお願いします。

○亀井評価者 では、これは明日も続きますので、とりあえず今日の段階での中間論点整理みたいな形で少し取りまとめのようなことのお話をさせていただきたいと思います。

まず、子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきものです。

今日までの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組

は一定の成果があるものとして評価できます。しかしながら、まだまだ多くの課題がありましよう。その上で、今後さらに必要な支援を必要な方に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする方の立場に立って、これを基点とした支援策のワンストップ化を実現し、すばやく有効な支援を届ける必要があります。

また、自分が支援対象であることに無自覚な方、あるいはスティグマ等によってそういったことを積極的に自分から言えない方、潜在的に支援を必要とする方、その予備群に対して積極的にアプローチするためにも、プッシュ型の支援を可能とする必要があります。

恐らくここまで議論が進んできたのだと思うのですが、明日は、それぞれ自治体の方にもお話を伺いますので、ワンストップやプッシュ型を担う人的資源についての課題、更には、デジタルのインターフェース、あるいはデジタルデータの活用を進める上での課題にどんなものがあるのか、特に、国は何をするべきなのか、これをより明らかにしていくとともに、子供の視点から教育の格差をいかにして断絶させていくのか、ここら辺を議論させていただきたいと考えています。

私からは以上でございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

本日の議論は以上です。

大臣、最後に何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、1日目の議論をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。